用、蒸留酒飲料の地理的表示の保護並びにアルコール飲料における農産由来のエチルアルコール及び蒸留液の使用に関する規則であって、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一一〇・二〇〇八号を廃止するもの）及び二千十四年二月二十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第二五一・二〇一四号（香味付けぶどう酒産品の定義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であって、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第一六〇一・九一号を廃止するもの）に従って分類されている。

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
Scotch Whisky	スコッチ・ウィスキー	蒸留酒
Irish Cream（注1）	アイリッシュ・クリーム	蒸留酒
Irish Whiskey/Uisce Beatha Eireannach/Irish Whisky（注2）	アイリッシュ・ウィスキー／イシュケ・バハー・エールナック／アイリッシュ・ウィスキー	蒸留酒

注１　地理的表示「Irish Cream」は、北アイルランドを含むアイルランド島において生産された対応するリキュールを対象とするものである。

注２　地理的表示「Irish Whiskey/Uisce Beatha Eireannach/Irish Whisky」は、北アイルランドを含むアイルランド島において生産されたウィスキーを対象とするものである。

第Ｂ節　日本国（注）

注　この節に掲げる商品は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）に従って分類されている。

保護される名称	ローマ字表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
壱岐	Iki	蒸留酒
球磨	Kuma	蒸留酒
琉球	Ryukyu	蒸留酒
薩摩	Satsuma	蒸留酒
白山	Hakusan	清酒
山梨	Yamanashi	ぶどう酒
日本酒（英語への翻訳：Japanese Sake）	Nihonshu	清酒
山形	Yamagata	清酒

相互承認に関する議定書

両締約国は、次のとおり協定した。

第一条

１　この議定書の適用上、

(a)　「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及び当該関係法令の運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するための手続をいう。

(b)　「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第九条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c)　「指定」とは、締約国の指定当局が自国の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d)　「指定当局」とは、一方の締約国の当局であって、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施し、並びに一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e)　「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び一方の締約国の指定を受けた一方の締約国の適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求される他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f)　「確認」とは、締約国の権限のある当局が、自国の関係法令及び運用規則に従い、製造施設又は試験施設（以下「施設」という。）が確認基準を満たしていることを確認することをいう。

(g)　「権限のある当局」とは、締約国の当局であって、自国の領域に所在する施設が自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たしていることの確認を行うために、当該施設に対する検査又は試験の監査を実施する権限を有するものをいう。

(h)　「確認基準」とは、締約国の権限のある当局による確認を受けるために当該締約国の施設が継続して満たすことを要求される基準であって、関連の分野別附属書に規定する当該締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(i)　「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を、施設が確認基準をそれぞれ満たしていることを締約国の領域において検証する行為をいう。

(j)　「ＥＣ相互承認協定」とは、二千一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定及びその全ての改正（同協定が英国について効力を有していた時に効力を生じたものに限る。）をいう。

２　この条に別段の定義がある場合を除くほか、この議定書におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議一七〇〇〇（ＩＳＯ・ＩＥＣ一七〇〇〇）の二千二十年版（「適合性評価に関する用語及び一般原則」）及び国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ＩＳＯ・ＩＥＣガイド２）の二千四年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第二条

１　一方の締約国は、関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果（適合性についての結果の証明書及び表示を含む。）を、この議定書の規定に従って受け入れる。

２　各締約国は、この議定書の規定に従って次のものを受け入れる。

(a)　検証の結果に基づき、かつ、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める確認基準に従い、他方の締約国の権限のある当局が行う施設の確認

(b)　他方の締約国の確認を受けた施設が作成するデータ

第三条

１　この議定書の規定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続並びに施設の確認及び施設が作成するデータであって、分野別附属書の規定の対象となるものについて適用する。

２　分野別附属書の規定は、それぞれ、第Ａ部及び第Ｂ部から成る。

３　分野別附属書第Ａ部は、特に、対象範囲に関する規定を含む。

(a)　分野別附属書第Ｂ部は、次の事項を定める。

(b)　対象範囲に関する各締約国の関係法令及び運用規則

この議定書の規定の対象となる技術上の要件及び当該要件を満たすための全ての適合性評価手続であってこの議定書の規定の対象となるもの並びに適合性評価機関の指定基準について定める各締約国の関係法令及び運用規則又は施設の確認基準であってこの議定書の規定の対象となるものについて定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c)　指定当局又は権限のある当局の一覧表

第四条

１　一方の締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。